

令和4年度

第1回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和4年度第1回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第1 監査の対象

- 1 総合政策課
- 2 協働まちづくり課
- 3 市民課
- 4 社会福祉課
- 5 高齢福祉課
- 6 国保年金課
- 7 農政課
- 8 農林整備課
- 9 商工観光課
- 10 土木課
- 11 建築住宅課
- 12 都市整備課
- 13 教育総務課
- 14 生涯学習課
- 15 学校教育課
- 16 学校給食センター

第2 監査の実施期間

令和4年7月12日から令和4年7月20日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

令和3年度の決算時期を迎え、決算審査の補完的な役割を担う監査である。監査の対象とした事項について、契約に関する一連の書類、財務に関する事務の執行など、対象部署の事務内容が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかを視点として実施した。

監査対象の部署から、令和3年度事業内容の「事務事業総括表」を提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに予算、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

各部署共通事項としては、「コロナ関連の事務事業にかかる補助金及び交付金並びに減免制度」に着目し、執行状況の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、はじめに事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況を確認した。次に契約及び支出内容にかかる一連の資料を提示させ、計数、内容、文書の管理状況等を確認し、今後の見通し等を含めて説明を求めた。

第5 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は概ね適正になされていたが、業務委託にかかる事務処理について、委託業者から提出される業務報告書に誤りがある等、委託業者に対し指導や注意を促すべき事例が見受けられた。提出された書類は細部にわたり確認のうえ受理されたい。

共通項目として「コロナ関連の事務事業にかかる補助金及び交付金並びに減免制度」について監査を実施した。申請、交付決定及び実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていた。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。